

議案第 2 1 号

石岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定すること
について

石岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについて、
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により
議会の議決を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 7 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い，所要
の改正を行うため。

石岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

石岡市個人情報保護条例（平成17年石岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「特定の個人が識別され、又は識別され得る」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

第6条第2項中「次に掲げる個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同項各号を削る。

第7条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

附 則

この条例は、公布の日から施行する。